

徳島県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一九五号	阿南市内原町竹ノ内口一四七番六地先から 同 一〇五番 一地先まで	旧	一一・八〇・二六・一	一〇〇・〇
		新	一一・八〇・二六・一	一〇〇・〇
同	阿南市内原町竹ノ内口一一一番一から 同 桜木三九番一まで	旧	八・六〇・二六・八	一七七・〇
		新	八・六〇・二六・八	一七七・〇